

指定管理者年度総合評価の概要（令和２年度分）

施設名	出水地域社会体育施設等	
所在地	出水市文化町２番地 ほか	
施設概要 (設置目的)	体育及びスポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため。	
指定管理者	名称	有限会社 出水スポーツ
	所在地	出水市緑町１番３号
指定期間	平成２９年４月１日～令和４年３月３１日（５年間）	
指定管理者の業務	出水市社会体育施設等の管理運営業務	
市所管課	商工観光部 市民スポーツ課	
総合評価	<p>合計 158.0 点 （概ね適切に管理運営されていると認められる。）</p>	
評価理由・意見等	<p>管理範囲の広い出水地域社会体育施設等の施設修繕維持管理について、細やかに適切に対応されていた。特に、総合体育館玄関天井の修繕、同施設の卓球場ガラス交換、庭球場コートブラシ交換、野球場常用草刈機修繕など、素早い対応で利用者目線での取り組みは、小さな対応のようであるが、民間のノウハウを傾注していただいているものとする。アンケート調査による利用者からの要望にも素早い対応をしている。また、所管課との連携も密にされ、総体的に適切な管理運営が行われていると認められる。</p>	

【総合評価の目安】

160点以上	高い水準で管理運営されていると認められる。
120点以上160点未満	概ね適切に管理運営されていると認められる。
80点以上120点未満	不適切な部分が認められ、改善の指導を行う。
80点未満	早急に改善についての勧告を行い、改善の報告又は改善計画書の提出を求める。

指定管理者年度総合評価の概要（令和２年度分）

施設名	出水市立図書館・出水市歴史民俗資料館	
所在地	出水市本町３番１４号 ほか	
施設概要 (設置目的)	市民の教育及び文化の発展に寄与するため	
指定管理者	名称	(株)図書館流通センター 出水営業所
	所在地	出水市下鯖町１４３７番地
指定期間	平成２９年４月１日～令和４年３月３１日（５年間）	
指定管理者の業務	出水市立図書館・出水市歴史民俗資料館の管理運営業務	
市所管課	教育部 生涯学習課（読書推進室）	
	商工観光部 文化財課	
総合評価	<p>合計１６４．５点 （高い水準で管理運営されていると認められる。）</p>	
評価理由・意見等	<p>仕様書や事業計画書に基づき、施設の設置目的に応じた施設管理と利用者サービスが提供され、良好な管理・運営が行われていると評価する。特に、全国展開の経験を活かした各種マニュアルの整備やスタッフ研修が充実しており、スタッフの接遇・自己啓発、個人情報保護、危機管理に関する意識が非常に高く評価できる。</p> <p>図書館では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、おはなし会等の講座・教室を中止せざるを得ない事態となった。しかしながら「図書宅配サービス」、「バリアフリー映画会」など３密対策や人数制限など対策を講じながら開催に努め、図書館資料の目録情報や装備などの資料整備の図書館奉仕に取り組んだ。また寄贈資料に対して、発行年や資料の種類と状態等で受入可否を迅速に判断可能とするシステムを構築している。</p> <p>令和２年度は新高尾野図書館新築移転及び移動図書館車更新に向けた資料作成、準備作業、開館作業及び資料整理等、長期にわたる協力により開館等を迎えた。</p> <p>また、歴史民俗資料館では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、歴史講座や古文書解読入門講座などの各種講座の実施はできず、団体見学も一部中止となったが、感染症対策を講じながら、「子ども体験学習 勾玉をつくろう!」「夏休み歴史館クイズ」、特別展「ふるさとに伝わる歴史と文化～写真で見る出水、高尾野、野田の文化財～」の開催と出水・高尾野・野田の文化財マップならびに一覧表の作成、高尾野郷土館でのミニ企画展「昔ば</p>	

	<p>なしのどうぐ展」、出水市高尾野支所新庁舎開所記念「江観が見た台湾・香港 古城江観絵画展」を開催した。出前講座は各学校に出向した。</p> <p>広報活動としては、新たな情報発信元として「Instagram」の開設や子ども向けパンフレットの作成、配布を行った。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止対策として「出水市立図書館・出水市歴史民俗資料館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を作成し実施。またロビーには、チラシ「新しい生活様式とは」をお持ち帰り用として設置した。</p> <p>今後もさらに工夫を重ね、コロナ禍での来館者等の期待に応える事業の取組に期待したい。</p>
--	--

【総合評価の目安】

160点以上	高い水準で管理運営されていると認められる。
120点以上160点未満	概ね適切に管理運営されていると認められる。
80点以上120点未満	不適切な部分が認められ、改善の指導を行う。
80点未満	早急に改善についての勧告を行い、改善の報告又は改善計画書の提出を求める。